

社会福祉法人文京槐の会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人文京槐の会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(勤務形態に応じた報酬の区分)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

- 2 常勤役員の報酬は月額報酬と賞与とする。
- 3 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は日額報酬とする。
- 4 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている職員は、報酬等を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬総額は、年間550万円以内とする。

- 2 非常勤理事及び監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 常勤役員の報酬月額、別表1に定める額とする。
- 4 常勤役員の賞与の額は、報酬月額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 監事の報酬日額は、別表3に定める額とする。
- 6 非常勤理事及び評議員に対する報酬日額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は社会福祉法人文京槐の会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第8条第2項の規定を準用する。

- 2 役員賞与は、3月、6月及び12月に支給するものとし、支給日は給与規程第18条第1項の規定を準用する。
- 3 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は、都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出のある場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の計算方法は、給与規程に準じるものとする。

(費用の弁償)

第8条 法人は、常勤役員が職務のために旅行したときは、社会福祉法人文京槐の会旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 削除

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

別表1

常勤役員の報酬月額	364,000円
-----------	----------

別表2

支給月	割合
3月	100分の10
6月	100分の125
12月	100分の140

別表3

	金額(手取額)
監事監査への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表 4

(1) 非常勤理事

	金額（手取額）
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

(2) 評議員

	金額（手取額）
評議員会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。